

兵庫県公報

令和2年6月5日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○有害玩具類等の指定（青少年課）	1

告示

兵庫県告示第622号の2

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第12条第4項の規定により、有害玩具類等として、次のものを指定する。

令和2年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

種類	品名	形状、構造又は機能	指定理由
玩具類	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの	当該玩具類は、人体に危害を及ぼすおそれがある構造又は機能を有するものであり、青少年に所持させることは、その健全な育成を阻害するものと認められる。